

兵庫県臨時的任用職員（西播磨地域）採用試験案内

- ◇受付期間 随時（郵送又は持参）
 ◇試験日 別途通知します
 ◇勤務場所 西播磨総合庁舎 西播磨県民局県民躍動室

1 募集職種・採用予定人員・職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
環境科学職	1 名	環境に関する事業者 指導、相談対応、 パソコンを用いたデータ入力

2 受験資格

(1) 次の職種を受験する者は、下記の受験資格を有する者に限ります。

職 種	受験資格
環境科学職	以下いずれかを満たす者 ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に規定する環境衛生指導員の任用資格（※下記参照）を有する (1) 医師、薬剤師また獣医師 (2) 学校教育法に基づく大学等において、医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学、理学、工学若しくは農学の課程を修めて卒業した者（任用日までに卒業する見込みの者を含む）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者 ②本県環境科学職類似業務に従事した経験を持つもの

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれか（下記）に該当する者
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を理由とするもの以外)

3 申込方法

(1) 申込方法

- ア 受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「臨時的任用職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで持参または郵送してください。
 ※原則、郵送でのご提出をお願いします。
- イ 自己PRカードは必要事項を記入の上、受験申込書と併せて提出してください。
 (受験申込書及び自己PRカードはA4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。)
- ウ 申込受付者には、試験日時や会場等を記載した案内をメールでお送りしますので、採用選考試験申込書にメールアドレスを必ず明記してください。受信設定が必要な場合は、pref.hyogo.lg.jp を受信できるようにしてください。
 ※申し込み後、2週間以内に案内が届かない場合は、(2)の申込先・問い合わせ先まで電話で照会してください。

(2) 申込先・問い合わせ先

〒678-1205
赤穂郡上郡町光都 2-25
兵庫県西播磨県民局 県民躍動室 環境課 加藤
TEL 0791-58-2136

4 選考試験方法

(1) 選考方法

応募書類及び面接試験による選考

[面接試験]

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。(25 分)

(2) 試験日

試験日時は、受付後に別途お知らせします。

(3) 試験会場

兵庫県西播磨総合庁舎

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25 TEL : 0791-58-2341

5 合格発表

試験実施後に文書で通知します。

6 任用期間

臨時的任用職員

約 6 ヶ月間

※任用期間 令和 8 年 10 月 1 日 (木) ~ 令和 9 年 3 月 31 日 (水) (予定)

7 勤務条件等

(1) 月額給与 (給料+地域手当)

<環境科学職>

給料は、行政職 1 級の給料表が適用されます。

区 分	月 額
大学卒	248,054 円 (給料月額 237,600 円、地域手当 10,454 円[4.4%]※1) ~ ※2
上 限	280,105 円 (給料月額 268,300 円、地域手当 11,805 円[4.4%]※1)

※1 地域手当の額は、勤務地域により異なります。

支給割合は給料月額の 4.4%です。

※2 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります

※3 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、給料月額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※給与改定によって手当額等が変わることがあります

(3) 勤務時間

週 38 時間 45 分 (7 時間 45 分×週 5 日)

(4) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 10 日間となりますその他、休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給/無給）の適用があります。

(5) そ の 他

- ・地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。